

Title	ソルベンシー・マージン基準について
Author	吉川, 吉衛
Citation	経営研究. 48(1); 1-31
Issue Date	1997-05
ISSN	0451-5986
Textversion	Publisher
Publisher	大阪市立大学経営学会
Description	

Osaka City University

In April 2022, Osaka City University and Osaka Prefecture University merge to Osaka Metropolitan University

ソルベンシー・マージン基準について

吉 川 吉 衛

- I. はじめに
 - (1) ソルベンシー・マージン基準
 - (2) B I S 自己資本比率規制
 - (3) 本稿の課題
- II. 各種リスクとリスク相当額
 1. 各種リスクの相当額
 2. 保険会社のリスクの合計額
- III. ソルベンシー・マージン
 1. ソルベンシー・マージン
 2. ソルベンシー・マージン総額
 - (1) 生命保険会社のソルベンシー・マージン総額
 - (2) 損害保険会社のソルベンシー・マージン
- IV. ソルベンシー・マージン基準
 1. ソルベンシー・マージン規制とモラル・ハザードやモラル・ハザードの発生、資産運用規制
 2. ソルベンシー・マージン基準比率と早期是正措置
 3. N A I C の早期是正措置
- V. ソルベンシー・マージン比率（基準比率）の開示問題
—むすびに代えて
 - (1) ソルベンシー・マージン基準比率の一般的開示
 - (2) ソルベンシー・マージン比率（基準比率）の個別的開示
— B I S 自己資本比率規制との関連において
 - (3) 保険金支払能力将来変動の予測としての格付符号（情報）
 - (4) ソルベンシー・マージン基準比率と格付符号（情報）
 - (5) 内部モデルの開示と市場規律

I. はじめに

(1) ソルベンシー・マージン基準

こんにちの市場メカニズム重視というグローバルな潮流のなかで¹⁾、競争促進と国際調和の観点に基づき保険監督制度が、抜本的に改革された。保険規制を律する保険業法が、56年振りに抜本改正され、新法として1995（平成7）年6月制定、翌年4月に施行されたからである²⁾。

キーワード：ソルベンシー・マージン基準、保険規制、RBC（リスクベース自己資本）比率規制、早期是正措置、B I S 自己資本比率規制、格付符号（情報）

改正に際して、保険審議会答申は大きな役割りを果たしたが、同時に、特色のひとつとして挙げられるのは、当時、政府の規制緩和政策に基づき、個別法による独禁法適用除外規定の広範な見直しが提言されていたことから、公正取引委員会において内部的な研究が行われ、改正法案立案段階で、保険業法適用除外規定の大幅な見直しが実現したことである（大胡 [1995]、山下 [1997] 86～95ページ。なお、公正取引委員会事務局編 [1991]、岩崎 [1992]）。

また、グローバルな観点からは、新法において、諸外国で主流となりつつあるソルベンシー・マージン規制が導入されたことが注目される。正確には、ミニマム・ソルベンシー・マージン規制と、ソルベンシー・マージン比率規制があるところ、後者が導入された（新法130条。外国人〈法人〉たる保険者が日本に支店等を開設する形で進出し、それを通じて保険業を行う場合の外国保険業者について、同202条。免許特定法人またはその引受社員にあっては、同228条。以下、新法はたんに条文数で引用）。——もっとも、ソルベンシー・マージン比率規制は、1994（平成6）年から、試行という形で、実質的には導入されていたという（岩原 [1996] 14ページ）。

ソルベンシー・マージン(Solvency Margin)とは、端的にいえば、保険者（保険会社）が責任準備金を超えて保有する支払余力のことである。保険会社を取り巻くリスクには、保険引受けに係るリスクや資産運用に係るリスクなどがあるが、そのなかで、保険会社は、リスクマネジメントとして、従来、通常予測できるリスクについては、責任準備金の積立てにより対応してきた。また、通常の予測を超えるリスクについては、主として、株式等の含み益で対応するとの考え方であった。しかし、含み益の水準は偶然によって左右され、必要な一定水準を確保することはむずかしい。それだけでなく、資産運用環境等が比較的安定していた状況下ではともかく、経済環境と技術基盤が激変するこんにちでは、責任準備金を超えて保有する支払余力としてのソルベンシー・マージンを充実することにより諸リスクの増大に対応する必要がある、といわれていた³⁾。

そこで、ソルベンシー・マージンを確保し、保険会社の経営健全性を維持するために設けられた基準を「ソルベンシー・マージン基準」といい、その指標として用いられるものが、（ソルベンシー・マージン比率規制の場合には）ソルベンシー・マージン比率である。ソルベンシー・マージン比率は——ここでは、定義のために結論を先取りするが——、ソルベンシー・マージンの総額を通常の予測を超えるリスクの合計額で除したものである（図表3）。ただし、保険会社の経営健全性は、ソルベンシー・マージン基準だけでなく、その他当該保険会社の財産の状況等を勘案して判断される（130条、202条、228条。詳しくは後に改めて本稿の各所で、たとえば第IV章第2節で論じる。江頭 [1997] 147ページ以下。また、保険研究会編 [1996 a] 139ページ以下、同編 [1996 b] 206ページ参照）。

(2) B I S自己資本比率規制

ソルベンシー・マージン基準の考え方は、金融機関における自己資本比率規制と類似の側面を持つものである⁴⁾ (なお、第V章第2款等での議論もみられたい)。それは、第1に、客観的な指標を予め定め、これに基づいて行政規制を行うものであり、第2に——第1の主要な内容だが——、金融機関を取り巻くリスクが現実化し損失が発生した場合に備えて、そのバッファーとして、総資産の一定比率の自己資本の積立てを義務づけるものだからである。自己資本比率規制の仕方には、金融機関資産の単純合計額に対して、一定の自己資本の積増しを要請するギャリング・レシオ (レバレッジ・レシオ) と、金融機関資産の項目ごとに、リスクウェイトをかけ、そのリスクアセットと呼ばれる合計資産に対し、一定の自己資本の積増しを義務づけるリスクアセット・レシオとがある (なお、第IV章第1節もみられたい)。

日本の現行規制は⁵⁾、(a)海外拠点を有する銀行に適用されるリスクアセット・レシオ (国際統一基準) と、(b)海外拠点を有しない銀行に適用されるギャリング・レシオ (国内基準) との2本立てである。(a)は、いわゆるB I S規制といわれる、国際統一基準であるB I S自己資本比率規制が、「信用リスク」に関する一次規制として、1988年、B I S (Bank for International Settlements: 国際決済銀行) の銀行監督委員会において提言、翌年導入されて、1992年末 (日本では、93年4月) までに、リスクアセット総額に対する自己資本の比率を8パーセント以上にすることが義務づけられたことに伴うものである。なお、(b)のそれは、目下、4パーセント以上である。95年末発表、97年末実施決定の二次規制では、金利、株価など市場価格変動リスクである「マーケットリスク」も対象に含め、かつそのリスク測定手法として標準方式だけでなく個別金融機関の内部モデル (内部管理システム) の使用も認められることとなった。これら、ここでは後者には、大きな意義がある。金融機関が自己のリスクマネジメントの手法自体を開示し競い合うということだからである。今後、金融機関は自己の手法の優位性を市場に示すことができなければ、また標準方式を採るならば、一段階あるいは数段階遅れていると判断され、資金調達コストが高まり、やがて (国際) 市場から退出せざるを得なくなるであろう、といわれる。リスクマネジメント手法の開示による金融機関間の競争という、この市場規律は、やがて規制当局の役割変化をもたらすであろう、といわれている。これは、そのような市場規律が、やがて公的規制に取って代わるということであろうか。

保険業におけるソルベンシー・マージン基準に関しては、いまのところ、標準方式が導入されはじめたという段階である。個別保険会社の内部モデルの使用まで行くかどうか、行くべきか否かは、実際問題としては、先のことではないかと思われる。しかし、理論的には重要な論点を含んでおり、後に第V章で考察することとしよう。

(3) 本稿の課題

さて、ソルベンシー・マージン基準ないしソルベンシー・マージン比率規制については、それが一面できわめて技術的な問題であることから、これに関する規定は、「保険業法」(平成7

年6月7日法律第105号) 本体だけでなく、「保険業法施行規則」(平成8年大蔵省令第5号。以下、規則という)、「保険会社の資本、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件」(平成8年大蔵省告示第50号。同じく、告示)、さらに、「生命保険会社の業務運営について」(平成8年4月1日付蔵銀第500号。同じく、銀行局通達)、「損害保険会社の業務運営について」(平成8年4月1日付蔵銀第525号。銀行局通達)や「損害保険会社の健全性維持のための基準の報告様式及び記載要領等について」(平成8年4月1日付事務連絡。同じく、事務連絡)にまで跨がっている。また、それぞれにおいても、複数の箇所に定めがある。諸条文や通達等の相互の関係は相当に複雑である。いっぽう、直接関係する文献は少ないだけでなく論じられていない項目もある。そこで、本稿では、それら相互の関係を鳥瞰図的に把握し考察するとともに、ソルベンシー問題との関連で、資産運用規制の問題、また、ソルベンシー・マージン基準比率の開示問題など若干の事柄についても併せて考察を加えることとしたい。なお、筆者としては、本稿がこれまでに論じたふたつの別稿(拙稿[1996]、同[1997])と一体をなすものとして筆を執っているので、本稿をそれらの別稿とともに是非ご参照ありたい。ただ、そのゆえに、行論上、本稿では別稿との重複箇所が若干ある。予めお断りをするとともに、ご容赦いただきたい。

II. 各種リスクとリスク相当額

1. 各種リスクのリスク相当額

さて、保険事業にとってのリスクは、改めていうと先ず大きくふたつに分かれる。引き受けている保険に係る保険事故の発生その他の理由により発生し得るリスクであって、ひとつは、通常予測できるリスクである。そして、いまひとつは、そのようなリスクであるが、通常は予測できないリスクである(130条1項、202条1項、228条1項参照)。後者の通常の予測を超える各種のリスク、およびそれらのリスクに相当する額(リスク相当額)とは、どのようなものであろうか。それは、具体的には、次に大きく掲げる(1)から(4)までのものである(規則87条1号から4号まで、同162条1号から4号まで、同190条2項)。

(1)「保険リスク(実際の保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険)」——このリスク相当額は、生命保険会社にあっては、 R_1 と略称され(告示50号別表17。以下同様)、リスクの種類ごとのリスク対象金額にそれぞれのリスク係数を乗じて得られる額に基づき一定の算式(図表1参照)により計算した額である(規則87条1号、同162条1号、同190条2項、告示50号2条1項本文、別表1・2)。

リスクの種類には、生命保険会社が引き受けている保険(保険契約)に係って、普通死亡リスク、災害死亡リスク、生存保障リスク、災害入院リスク、疾病入院リスク、その他のリスクがある。これらのリスクの、それぞれ異なるが、リスク対象金額に、これもそれぞれのリスクで異なるが、リスク係数を乗じて、それぞれのリスク相当額が得られる。なお、リスク対象金

額は、再保険に係る出再額を控除し、受再額を加算した額とされる（別表1の備考）。

得られたそれぞれのリスク相当額を基礎として、「保険リスク相当額」である R_1 が求められる⁶⁾。ところで、ひるがえって考えてみると、保険リスクにおける各種リスクは、それぞれが発生するものとして、このリスクの現実化に対応すべく、そのリスク相当額が求められて、その積立てが要請されたわけである。しかし、仮に、各種リ

スクのなかの或るもの—— X と Y としよう——は、同時に発生する確率がほとんど無いとしたら、たとえば、 Y が発生したときに、 X の積立金を Y のために流用することが考えられる（なお、ここで「同時に」とは、ある生命保険会社が保有する契約群団におけるいわばトレンドを含めるものである）。逆もまた言える。いいかえれば、 X と Y の相関が少ないとしたら、 X と Y の間で調整することが可能となる。そうだとすると、これを全体としてみたとき、 R_1 は、 A 、 B 、 C 、 D 、 E 、 F の単純合計を下回ると思われる。そこで、 R_1 が A 、 B 、 C 、 D 、 E 、 F の単純合計よりも小さくなるように調整する必要がある。

保険リスクにおける各種リスク相当額を、それぞれ見てみよう。 A と B は、相関あり、ゆえに調整は不可。 A 、 B と、 D 、 E 、 F は、相関あり、ゆえに調整は不可。 C と、 D 、 E 、 F は、相関あり、ゆえに調整は不可。しかし、 A 、 B と、 C は、相関が少ない（独立である）、ゆえに調整は可能である。すなわち、普通死亡リスクおよび災害死亡リスクと、生存保障リスクとが（そして、全体のなかで、これらのみが）、同時に発生する確率はほとんど無いと考えられる。そこで、 A 、 B 、 C 、 D 、 E 、 F という全体のなかで、 A 、 B と、 C の間でのみ、二乗の和の平方根による調整が行われる⁷⁾。

以上のことをふまえて、図表1の算式が定められたと思われる。

いっぽう、損害保険会社の場合には、損害保険会社が引き受けている保険（保険契約）に係って、「保険リスク」をさらにふたつに別け、「一般保険リスク」相当額（ R_5 ）と「巨大災害リスク」相当額（ R_6 ）とが求められる。

R_5 は、火災保険（家計地震保険を除く）、傷害保険、自動車保険、船舶保険、積荷保険、その他の保険（自動車損害賠償責任保険を除く）という保険の種類ごとのリスク対象金額に、それぞれのリスク係数を使用して計算した保険料基準のリスク相当額、または保険金基準のリスク相当額のいずれか大きい額に基づき、一定の算式により計算した額である（告示50号2条1項1号、別表3・4。なお、別表4の算式に関する検討は割愛する）。なお、保険料基準の他に、保険金基準がある理由は、将来の保険料率弾力化措置を睨み、補完的に設けられたものだ

図表1 生命保険会社の保険リスク相当額

$$\sqrt{(A+B)^2+C^2}+D+E+F$$

A は、普通死亡リスク相当額

B は、災害死亡リスク相当額

C は、生存保障リスク相当額

D は、災害入院リスク相当額

E は、疾病入院リスク相当額

F は、その他のリスク相当額

という（保険研究会編 [1996b] 208ページ、インシュアランス編集部 [1997] 25ページ）。

これに対し、 R_6 は、上記の保険種類にさらに家計地震保険を加えて求められる地震災害リスク相当額、または、風水災害リスク相当額のいずれか大きい額である（告示50号2条1項2号、別表5）。地震災害リスク相当額は、関東大震災が再来したと仮定したときの、家計地震保険については責任限度額、および、これら以外の保険に関してはその推定正味支払保険金の合計額である。また、風水災害リスク相当額は、平成3（1991）年の台風19号（9119台風）再来時の、上記のように計算して得られる合計額である。

ここで、ふたつ記しておきたいことがある。ひとつは、 R_6 につき、地震災害リスク相当額、または風水災害リスク相当額のいずれか大きい額とされる理由は、それらが同時に発生する確率はほとんど無視できる水準にあるからである（インシュアランス編集部 [1997] 25ページ）。いまひとつは——これは実は本章全体を論述して明らかになることなのだが——、同じく R_6 につき、別表5において、リスク係数が一見して無い理由は、同表記載の「推定正味支払保険金の算出方法」自体において既に被災率等に基づく算出がなされているからだと考えられることである。

損害保険では、わが国固有の事情として、巨大災害リスクが大きい。このところ、さらに、グローバルな規模で自然災害が頻発し、しかもその程度がだんだんと大きくなっていることが注目される。

(2) 「予定利率リスク（責任準備金の算出の基礎となる予定利率を確保できなくなる危険）」。
——このリスク相当額（ R_2 ）は、生命保険会社の場合と、損害保険会社の場合の違いを考慮した責任準備金の予定利率の区分ごとに、リスク係数を乗じて得られた数値の合計値を、当該予定利率の期末の責任準備金残高に乗じた額の合計額である（規則87条2号、同162条2号、同190条2項、告示50号2条2項、別表6）。

これは、実際の運用利回りが予定利率を下回るリスクをいう（いわゆる逆ザヤ）。生命保険は長期の契約であるが、損害保険では、積立保険であっても3年から5年までの比較的短期のものが多く、この予定利率リスクは——特殊な状況を除いては——比較的小さい。

(3) 「資産運用リスク（資産の運用等に関する危険であって、保有する有価証券その他の資産の通常の前測を超える価格の変動その他の理由により発生し得る危険）」。
——このリスク相当額（ R_3 ）は、さらに下記の5つに分類される額の合計額である（規則87条3号、同162条3号、同190条2項）。

①価格変動等リスク（保有する有価証券その他の資産の通常の前測を超える価格変動等により発生し得る危険。ただし、オフバランス取引に係るものは除かれる）の相当額は、区分されたリスク対象資産の額（期末簿価）にリスク係数を乗じた額の合計額から、分散投資効果（分散投資によるリスク減殺効果）として、当該合計額に生命保険会社にあつては30パーセント、損害保険会社にあつては20パーセントを乗じた額を控除した額である（両条の3号イ、告示50

号2条3項、別表7)。

②信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険）の相当額は、ランク分けして区分されたリスク対象資産の額（期末簿価）にリスク係数を乗じた額の合計額である（同号ロ、告示50号2条4項、別表8・9）。

③関連会社リスク（関連会社への投資その他の理由により発生し得る危険）の相当額は、国内関連会社、海外現地法人、また金融・非金融関連会社などの区分によるリスク対象資産の額（期末簿価）にリスク係数を乗じた額の合計額である（同号ハ、告示50号2条5項、別表10）。

④オフバランス取引リスク（証券取引法2条13項で定義する有価証券先物取引、保険業法施行規則47条10号から12号までに掲げる取引その他これらと類似の取引により発生し得る危険）の相当額は、さらに3つに細分される額の合計額である（同号ニ、告示50号2条6項）。なお、オフバランス取引は、バランス・シート上には表示されないが、経済実態としては現物取引を行ったと同様の効果があり、現物資産と同様のリスクが発生しているため、現物と同様のリスクを把握することとされた。しかし、保険会社のオフバランス取引は、現物資産のリスクヘッジ手段として用いられているのが現状であることから、そうしたヘッジ取引については現物資産のもつリスクが軽減されるように、マイナスのリスク係数が設定されていることに特色がある（インシュアランス編集部 [1997] 26～27ページ）。

・先物取引、オプション取引に係るリスク相当額として、取引の種類に応じ、対象取引残高にリスク係数を乗じた額の合計額（告示50号2条6項1号、別表11。同項2号、別表12）。

・スワップ取引等に係るリスク相当額として、取引の種類に応じ、一定の方式により計算した額の合計額に一定のリスク係数を乗じた額（同項3号、別表13・同8）。

⑤これらに準ずるリスクの相当額は、損害保険会社の場合をとくに考慮した、下記のふたつの額の合計額である（同号ホ、告示50号2条7項）。なお、再保険リスクは、いまだ再保険金請求権の発生していない責任準備金と支払備金の出再部分をその対象金額とし、再保険回収リスクは、既に再保険金請求権は発生しているが、まだ回収されていない再保険貸を対象金額としている。損害保険会社にあつては、いずれにおいても、家計地震保険と自動車損害賠償責任保険に係る額が除かれているのは、これらに関しては、政府の再保険スキームがあるからであろう（別表14・15の備考）。

・再保険リスク相当額として、定められたリスク対象金額にリスク係数を乗じた額（同項1号、別表14）。損害保険会社にあつては、別表3に掲げる保険の種類ごとに出再割合が50パーセントを超える場合においては、当該超過部分に相当するリスク対象金額についてリスク係数を2倍とするとされている（別表14の備考）。

・再保険回収リスク相当額として、定められたリスク対象金額にリスク係数を乗じた額（同項2号、別表15）。

以上の「資産運用リスク」の中心は、保険会社の資産構成において、有価証券のウェイトが

高いことをうけて、価格変動等リスクとなっている。

(4)「経営管理リスク（業務の運営上通常の予測を超えて発生する危険であって、(1)(2)(3)に掲げるリスクに該当しないもの）。——このリスク相当額（ R_4 ）は、生命保険会社の場合の R_1 、 R_2 、 R_3 、または、損害保険会社の場合の R_5 、 R_6 、 R_2 、 R_3 の合計額に、赤字決算の保険会社と黒字決算のそれとを区分した上でのリスク係数を乗じた額である（規則87条4号、同162条4号、同190条2項、告示50号2条8項、別表16）。

保険会社が保険商品を生産するにあたって、実質的な生産手段を必要としないので、経営管理リスクは、一般的に小さいとみられる。たとえば、コンピュータ・トラブルによる事務混乱のリスク、訴訟のリスク、または経営判断過誤のリスクなどである（インシュアランス編集部[1997] 27ページ）。ところで、保険規制に係るリスクは、その性質上、経営管理リスクに含まれるものと思われる（拙稿[1997] 61ページ）。

2. 保険会社のリスクの合計額

通常の予測を超える各種のリスクとそれらのリスク相当額について、また、各種リスク相当額の算出の仕方について、明らかになった。そこで、先ず、各種リスク相当額の算出の仕方を定める別表1から同16までを——個別的には既に分析したので——、改めて全体的観点から検討してみよう。若干のことが明らかになる。第1は、生命保険会社の場合には、その保有する「保険リスク」の安定的だが長期性により、「予定利率リスク相当額」（ R_2 ）と、「資産運用リスク相当額」（ R_3 ）なканずく価格変動等リスク相当額について、強い考慮が払われていることである。第2は、損害保険会社の場合には、その保有する保険リスクが、短期だがときとして巨大な損失をもたらすことに対してたいそう大きな考慮が払われており、このゆえに保険リスクが「一般保険リスク」と「巨大災害リスク」に分類されていること、また、「資産運用リスク相当額」（ R_3 ）のなかの再保険リスク相当額や再保険回収リスク相当額についてとくに考慮していることがある⁸⁾。

さて続いて、それではいったい、保険会社のリスクの合計額は、如何にして得られるのであろうか⁹⁾。それは、保険会社の各種リスク相当額である R_1 、 R_2 、 R_3 、 R_4 、または、 R_5 、 R_6 、 R_2 、 R_3 、 R_4 を単純に合計したものではない。理由は、ここでもやはり——既に本章前節の「保険リスク」の箇所で考察したと同様の観点から——、保険会社の各種リスクのなかには、同時にリスクが発生する確率がほとんど無いものがあり、調整が可能であると考えられるからである。

先ず、生命保険会社の各種リスク相当額を、それぞれ見てみよう。 R_2 と R_3 は、相関あり、ゆえに調整は不可。 R_1 と R_4 は、相関あり、ゆえに調整は不可。 R_2 、 R_3 と、 R_4 は、相関あり、ゆえに調整は不可。これに対し、 R_1 と、 R_2 、 R_3 は、相関が少ない（独立である）、ゆえに調整が可能である。すなわち、保険リスクと、予定利率リスク、資産運用リスクとが（そし

て、全体のなかで、
これらのみが)、同
時に発生する確率は
ほとんど無いと考え
られる。そこで、
 R_1 、 R_2 、 R_3 、 R_4
という全体のなかで、
 R_1 と、 R_2 、 R_3 の
間でのみ、二乗の和
の平方根による調整が行われる。

図表2 保険会社のリスクの合計額

$$\text{生命保険会社のリスクの合計額} = \frac{\sqrt{(R_1)^2 + (R_2 + R_3)^2} + R_4}{2}$$

$$\text{損害保険会社のリスクの合計額} = \frac{\sqrt{(R_5)^2 + (R_2 + R_3)^2} + R_4}{2} + R_6$$

以上のことをふまえて、図表2の算式のなかの「生命保険会社のリスクの合計額」が定められたと思われる。なお、算式において2分の1を乗じる理由は、アメリカのNAIC(National Association of Insurance Commissioners: 全米保険監督官協会)のRBCレベル(第IV章第3款をみられたい)がそうであることになったものであろう¹⁰⁾。

次に、損害保険会社の場合に関しても、ほぼ同様のことが言える。そこで、図表2の算式のなかの「損害保険会社のリスクの合計額」が定められたと思われる。なお、本節でも既に指摘したが、損害保険会社が保有する保険リスクのなかの「巨大災害リスク」のわが国における特質からして、算式において、 R_6 を別個に扱う必要があるであろうか。また、 R_6 に関しては、これが現実には発生したときの損害保険会社の対処能力を考慮すると、算式において2分の1を乗じることなく、そのままとされるべきだということになるのであろうか。ただし、アメリカのNAICのものでは、全体に対して、2分の1が乗じられている(鈴田[1994]145ページ参照)。

最後に、保険会社の通常の予測を超える各種リスク、および各種リスクの相当額、ならびに、保険会社のリスクの合計額について纏めをしておくと、「引き受けている保険に係る保険事故の発生その他の理由により発生しうる危険であって通常の予測を超えるものに相当する額として大蔵省令で定めるところにより計算した額」、つまり、「通常の予測を超える各種リスク相当額を基礎として一定の算式により計算した額、すなわち、生命保険会社のリスクの合計額、または損害保険会社のリスクの合計額」(130条1項、202条1項、228条1項、規則87条、同162条、同190条2項、告示50号2条、同3条、別表17、参照)となる。

Ⅲ. ソルベンシー・マージン

1. ソルベンシー・マージン

保険会社のソルベンシー・マージン(支払余力)とは、具体的に何か。それは、ある保険会社が、保険株式会社か保険相互会社か、また生命保険会社か損害保険会社かという違いを考慮

した、次に大きく掲げる(1)から(7)までのものである(規則86条1号から7号まで。なお、同161条1号から7号まで、同190条1号から7号まで)。

(1)資本の部の合計額から利益または剰余金の処分として支出する金額(相互会社にあつては、翌事業年度に社員に対する剰余金の分配として支出する金額を含む)を控除した額(規則86条1号)。なお、外国保険業者の場合には、その特質からして、法190条3項の契約金額を含めての供託金の額(同161条1号)。また、免許特定法人またはその引受社員にあつては、同様に、法223条3項の契約金額を含めての供託金の額(同190条1号)。

株式会社の場合には資本が、また相互会社の場合には基金が、(1)での最大のファクターとなる¹⁰⁾。保険会社の資本の額、または基金(基金償却積立金を含む)の総額の最低額は、旧法下では3,000万円であったが、このたびの改正で10億円とされた(6条、令2条。なお、5年の経過措置が講じられている。附則5条)。このたび、幾つかの生命保険相互会社では、最低額を超えて、350億円から1,500億円という大型の基金の募集が実施された(60条1項参照)。基金を償却するときは、その償却する金額に相当する金額を、基金償却積立金として積み立てなければならないとされている(56条。なお、55条1項・2項。山下[1997]57~59ページ)。

(2)価格変動準備金の額(規則86条2号、同161条2号、同190条2号)。

(3)責任準備金のうち、生命保険会社の場合の危険準備金、または損害保険会社の場合の異常危険準備金の額(規則86条3号、同161条3号、同190条3号)。

(4)貸倒引当金(債権償却特別勘定・特定海外債権引当勘定を除く)の額(規則86条4号、同161条4号、同190条4号)。

(5)上場株式の含み益の額、すなわち時価と帳簿価額の差額に90パーセントを乗じた額(規則86条5号、同161条5号、同190条5号、告示50号1条1項)。

個別会社ごとに違いはあり、断定は避けなければならないが、日本の場合は一般論としては、株式含み益の項目は、その会社のソルベンシー・マージンそれ自体を見るうえで、もっとも注視すべき箇所だと言うことができるであろう(なお、第I章第1款参照)。

(6)土地の含み益の額、すなわち時価と帳簿価額の差額に85パーセントを乗じた額(規則86条6号、同161条6号、同190条6号、告示50号1条2項)。ただし、その「時価」が何かについては一義的には明確でないように思われる。もっとも、損害保険会社の場合には、後にみるように事務連絡において、その定めがある。しかし、生命保険会社の場合には、明確な定めがない。だが、恐らく、税法上の基準に依拠するのであろう。

(7)その他これらに準ずるものとして、下記の6つに分類されて定められた額(規則86条7号、同161条7号、同190条7号、告示50号1条3項)。

①生命保険株式会社にあつては、(a)将来の保険金等の支払いに備えて積み立てている準備金のうち、保有する保険契約が保険事故未発生のまま消滅したとして計算した支払相当額を超える額、および、(b)保険契約者に対し契約者配当として割り当てた額を超える額(告示50号1条

3項1号)。ここに(a)は、解約返戻金相当額を超過する額のことである。

②生命保険相互会社にあつては、(a)将来の保険金等の支払いに備えて積み立てている準備金のうち、保有する保険契約が保険事故未発生のまま消滅したとして計算した支払相当額を超える額、および、(b)社員に対する剰余金の分配として割り当てた額を超える額(同項2号)。(a)については、先に①で記したことをみられたい。

③損害保険相互会社にあつては、翌期配当所要額を除く社員配当準備金の額(同項3号)。

④生命保険会社にあつては、将来利益(有配当保険契約について減配することによりリスク対応財源として期待できるもの)として、契約者配当準備金繰入額または社員配当準備金繰入額の直近の5事業年度の平均値に相当する額(同項4号)。

⑤価格変動準備金等に係る税効果相当額(同項5号)。

⑥その他資本、基金、準備金に準ずる性質を有するものの額(同項6号)。

2. ソルベンシー・マージン総額

(1)生命保険会社のソルベンシー・マージン総額

保険会社のソルベンシー・マージンとして、規則に掲げられたものは、本章前節で明らかにした。ところで、銀行局通達では、次のように定められている。

生命保険会社に関しては、次の点に「留意するものとする」として、(A)前節で記述した(7)の①について、責任準備金のなかの保険料積立金のうち、解約返戻金相当額を超過する額、ならびに、契約者配当準備金のうち、各契約者に対して割り当てている配当であつていまだ支払われていないものの額、および利息を付けて積み立てている配当の額の合計額を超える額の合計額とされる(蔵銀500号平成8年4月1日「生命保険会社の業務運営について」の(別紙)「生命保険会社の業務運営に関する基本事項」の第4. 経理関係の4. ソルベンシー・マージン基準の(1))。(B)(7)の②について、保険料積立金のうち、解約返戻金相当額を超過する額、ならびに、社員配当準備金のうち、各社員に対して割り当てている配当であつていまだ支払われていないものの額、および利息を付けて積み立てている配当の額の合計額を超える額(ただし、翌期の社員配当準備金繰入額が各社員に割り当てられる額を下回る場合、当該下回る額を控除する)の合計額とされる(同じく(2))。(C)(7)の⑤の税効果相当額は、価格変動準備金、責任準備金有税分、契約者配当準備金または社員配当準備金有税分、貸倒引当金有税分、商品有価証券売買損失引当金、有価証券償却有税分、貸出金償却有税分および間接償却有税分、ならびに、規則87条または同162条各号の危険に備える目的の任意積立金の合計額とされる(同じく(3))。(D)(7)の⑥については、商品有価証券売買損失引当金、ならびに、外国生命保険会社等にあつては、日本における保険業の貸借対照表のうち持込資本金および剰余金(翌年度の本店への送金予定額を除く)の合計額とされる(同じく(4))。

これらをふまえて、銀行局通達(蔵銀500号)の別紙様式3のI. で、生命保険会社のソル

ベンシー・マージン総額の算出の仕方が定められている。まず、構成項目として、以下の12が掲げられる。

- (1) 資本の部合計。これは、本章前節の(1) から導かれるものであろう。—— S_1 と略記。以下、同様。
- (2) 価格変動準備金。同じく、本章前節の(2)であらう。—— S_2 。
- (3) 危険準備金。同じく、本章前節の(3)であらう。—— S_3 。
- (4) 貸倒引当金。同じく、本章前節の(4)であらう。—— S_4 。
- (5) 株式含み益 (90パーセント)。同じく、本章前節の(5)であらう。—— S_5 。
- (6) 土地の含み益 (85パーセント)。同じく、本章前節の(6)であらう。—— S_6 。
- (7) 解約返戻金相当額超過部分。同じく、本章前節の(7)の①の(a)と②の(a)、そして、本節本款の(A)と(B)のそれぞれ前半部分であらう。—— S_7 。
- (8) 配当準備金中の未割当額。これは、本章前節の(7)の①の(b)と②の(b)であり、また本節本款の(A)と(B)のそれぞれ後半部分であらう。—— S_8 。
- (9) 将来利益。これは、本章前節の(7)の④であらう。—— S_9 。
- (10) 税効果相当額。同じく、本章前節の(7)の⑤であり、また、本節本款の(C)であらう。—— S_{10} 。
- (11) 商品有価証券売買損失引当金。同じく、本章前節の(7)の⑤であり、また、本節本款の(D)であらう。—— S_{11} 。
- (12) 繰延資産。—— S_{12} 。

生命保険会社のソルベンシー・マージン総額は、これらのなかの S_1 から S_{11} までを合計し、そして S_{12} を控除したものである。

(2) 損害保険会社のソルベンシー・マージン

損害保険会社に関しても、やはり銀行局通達において次の点に「留意するものとする」とされている。(A)前節で記述した(7)の⑤の税効果相当額について、価格変動準備金相当額、責任準備金のうち異常危険準備金(地震保険の危険準備金を含む)・払戻積立金のうち全期チルメル式により計算した額を超過する額(全期チルメル式で積立てを行うもので、算方書上超過積立てが認められているものに限る)および社員配当準備金の額(翌期配当所要額を除く)のうち有税積立相当額、貸倒引当金(債権償却特別勘定および特定海外債権引当勘定を除く)の税法超過部分に相当する額、商品有価証券売買損失引当金相当額、ならびに、資本の部の剰余金の額から利益(剰余金)の処分として支出する金額(相互会社にあっては、翌事業年度に社員に対する剰余金の分配として支出する額を含む。また、外国損害保険会社等または免許特定法人もしくはその引受社員にあっては、本店送金予定額を含む)および法定準備金に積み立てる金額を控除した額に相当する額の合計額とされる(蔵銀525号平成8年4月1日「損害保険会社

の業務運営について」の(別紙)「損害保険会社の業務運営について」の第4. 経理関係の4. ソルベンシー・マージン基準の(1)。(B)(7)の⑥については、払戻積立金のうち全期チルメル式により計算した額を超過する額(全期チルメル式で積立てを行うもので、算方書上超過積立てが認められているものに限る)、商品有価証券売買損失引当金の額、および、外国損害保険会社等または免許特定法人もしくはその引受社員にあっては持込資本金の額・剰余金の額(本店送金予定額を除く)の合計額(負数の場合は控除額とする)とされる(同じく(2))。

損害保険会社の場合のソルベンシー・マージンの算出の仕方については、銀行局通達(蔵銀525号)において、その定めがない。別紙様式・決算状況表の(作成要領)の8. においては、「『経営諸比率』中のソルベンシー・マージン基準比率については記載を要しないものとする。」とされている。しかしながら、事務連絡Ⅰ. 報告様式の1. ソルベンシー・マージンにおいて、その定めがある。まず、構成項目として、以下の11ないし12が掲げられている。

- (1) 資本の部の合計額。これは、本章前節の(1)から導かれるものであろう。—— S_a と略記。
以下、同様。
- (2) 価格変動準備金。同じく、本章前節の(2)であらう。—— S_{b0}
- (3) 異常危険準備金。同じく、本章前節の(3)であらう。—— S_{c0}
- (4) 貸倒引当金。同じく、本章前節の(4)であらう。—— S_{d0}
- (5) 株式の含み益の90パーセント。同じく、本章前節の(5)であらう。—— S_{e0}
- (6) 土地の含み益の85パーセント。同じく、本章前節の(6)であらう。ただし、土地の含み益の額として「国内の土地および借地権の相続税路線価評価額と帳簿価額の差額に物件移動調整額を加減した額」とされている(事務連絡Ⅱ. 記載要領1. ソルベンシー・マージン(6))。—— S_{f1}
- (7) 社員配当準備金。同じく、本章前節の(7)の③であらう。—— S_{g0}
- (8) 責任準備金(超過額)。これは、払戻積立金のうち全期チルメル式により計算した額を超過する額(全期チルメル式で積立てを行うもので、保険料および責任準備金の算出方法書上超過積立てが認められているものに限る)とされる(事務連絡Ⅱ. 記載要領1. ソルベンシー・マージン(8))。また、本章前節の(7)の⑥、本節本款の(B)の一部であらう—— S_{h0}
- (9) 商品有価証券売買損失引当金。これは、商品有価証券売買損失引当金の額であり、また、本章前節の(7)の⑥、本節本款の(B)の一部であらう—— S_{i0}
- (10) 供託金、持込資本金、剰余金の合計額。これは、「外国損害保険会社等または免許特定法人もしくはその引受社員にあっては、上記(1)〔規則86条1号該当分〕にかかわらず、次に掲げる額の合計額(負数の場合は控除額とする)」として、「①供託金の額、②持込資本金の額、③剰余金の額(本店送金予定額を除く)」とされる(事務連絡Ⅱ. 記載要領1. ソルベンシー・マージン(10))。また、本章前節の(7)の⑥、本節本款の(B)の一部であらう。

— S_{jo}

(11) 税効果相当額。これは、本章前節の(7)の⑤であり、また、本節本款の(A)であろう。——

S_{ko}

(12) 繰延資産。—— S_{lo}

損害保険会社のソルベンシー・マージンは、これらのなかの S_a から S_k までを合計し、そして S_l を控除したものである。

最後に、生命保険会社のソルベンシー・マージン総額、または、損害保険会社のソルベンシー・マージンについて纏めをしておくと、「保険会社の資本、基金、準備金その他の額の合計額、すなわち、ソルベンシー・マージン総額、ないしソルベンシー・マージン」(130条1項、なお、202条1項、228条1項、規則86条、なお、同161条、同190条1項、告示50号1条、蔵銀500号の(別紙)第4.の4.、同別紙様式3のI.、蔵銀525号の(別紙)第4.の4.、事務連絡I.の1.、参照)となる。

IV ソルベンシー・マージン基準

1. ソルベンシー・マージン規制とモラル・ハザードやモラル・ハザードの発生、 資産運用規制

日本において保険会社は、ソルベンシー・マージン(支払余力)の積立てを要請される。ところで、EU諸国、たとえばドイツでは、たんに満たすべき自己資本[自己資金](Eigenmittel)の下限を定めるにとどまっているミニマム・ソルベンシー・マージン規制が採られている¹²⁾。——行論の関係上、ここで、監督措置との関係について論じておくと、第1に、「保険企業は、……事業全体の規模に基づき決定されるソルベンシー・マージンに少なくとも相当する額の自由でかつ負担のない自己資本を設定する義務を負う。」(ドイツ保険監督法53c条1項1文)とし、いっぽうで、「保険企業の自己資本がソルベンシー・マージンよりも少ない場合には、企業は、監督官庁の要求により、健全な財務状態を回復するための計画(ソルベンシー計画)を、監督官庁に提出し、認可を受けなければならない。」(同81b条1項)とする。また第2に、「ソルベンシー・マージンの3分の1は、ギャランティ・ファンドとみなす。」(同53c条1項2文)とし、かつ「保険企業の自己資本がギャランティ・ファンドよりも少ない場合、またはギャランティ・ファンドへ必要な額を算入できない場合には、企業は、監督官庁の要求により、必要な自己資本を短期間に調達するための計画(資金調達計画)を、監督官庁に提出し、認可を受けなければならない。」(同81b条2項)としている。ドイツにおいては、ミニマム・ソルベンシー・マージン規制ではあるが、さしあたり、2段階にわたる実効性確保措置が講じられていることに注目する必要がある。

さて、しかしながら、経営危機対応制度であるセーフティ・ネット(支払保証基金)とソルベンシー・マージン規制により、保険会社の支払いに関して実質的な保証が与えられていると

すると、保険会社において過大なリスク負担が誘発されがちになる。実質的な保証を受けていると考える保険会社は、かれがリスクを負担すればするほど、実質的な補助金の額はますます大きくなるからである（モラル・ハザードの発生）。あるいは、そのような積極的活動はとらないまでも、当該保険会社は、保険契約の選択、監視などの行動を怠りがちになるかもしれない（モラル・ハザードの発生）。それゆえ、保険会社のそのような行動を抑止するために、ソルベンシー・マージン規制をリスク評価をベースとしたものにしなければならない。そこで、アメリカでは最近、従来のミニマム・ソルベンシー・マージン規制から、リスクベース自己資本（Risk Based Capital: RBC）の方式へと転換された¹⁹。

また、アメリカの銀行業において、預金保険料率が自己資本比率の水準と一定程度連動していることを想起するならば（system of risk-related insurance premiums: リスク関連の可変的預金保険料システム）、保険事業において、支払保証基金への拠出金ないし賦課金の率を（後に論じる）ソルベンシー・マージン比率に依存させることが考えられるであろう¹⁹。

ここで、ソルベンシー問題に関し、資産運用規制について若干検討してみたい。ドイツでは、ミニマム・ソルベンシー・マージン規制であるが、いっぽう、資産運用に関する規制に、大きなアクセントが置かれていることが注目される。たとえば、責任準備金資産の在高位とその他拘束資産からなる拘束資産の運用に関して、きわめて精緻な規定があることに特色がある（ドイツ保険監督法54条1項、54a条）。いっぽう、拘束資産以外のものの資産運用に関しても——これは、EC理事会生命保険第2指令、および損害保険第3指令、生命保険第3指令、ならびに、自動車保険サービス自由化指令などをうけた1994年7月21日の抜本改正法で新設されたものだが——、「資産運用が、保険企業の支払能力を危険にさらす恐れがある場合には、監督官庁は、その資産運用が拘束資産に属さないときでも命令を発することができる。」（同81b条3項）として、強い規制措置があることが注目される。ドイツでは、ミニマム・ソルベンシー・マージン規制と、大部かつ精緻で、強力な資産運用規制とがペアの関係になっていることに注目する必要がある。

ところで、ミニマム・ソルベンシー・マージン規制との対比で考えると、ソルベンシー・マージン比率規制は、資産運用規制を軽視ないし無用のものとするのであろうか。アメリカにおける最近の動向は、一見すると、むしろ逆であるように思われる。「保険会社の投資に関するモデル法」制定の動きがあるからである¹⁹。しかし、立ち入って検討すると、基本的な方向としては必ずしも、同モデル法とソルベンシー・マージン比率規制の考え方は対立するものではないようである。同モデル法は、ソルベンシー問題の基本的な解決を、資産運用の面において、規制緩和の方向で図るものと捉えることができるからである。ソルベンシー問題が深刻であった1991年5月に、NAICで検討が開始された本問題は、ピジョンホールモデル投資法として、95年12月にワーキング案が採択された。これは、資産運用の対象を限定的に列挙する、通称ピジョンホール（仕切り棚）の方式である。しかし、96年になって、通称ブルーデントパーソン

モデルが有力になった。これは、運用担当者にプロとして同様の立場にある者が払うであろう慎重さと善良さを要請する方式である。NAIICの96年9月の秋期大会では、両方とも、「保険会社投資モデル法：上限設定版」（ピジョンホールモデル）と、「保険会社投資モデル法：基準設定版」（プルードントパーソンモデル）として、正式なモデル法となったが、後者については成案を得るべくなお検討が続いている（NAIICのモデル法がもつ意味について、本章第3節参照）¹⁶⁾。今後のNAIIC等におけるプルードントパーソンモデル投資法の検討と各州の対応に関心をもたれるところである。——結論をやや急ぐきらいが無いではないが、筆者の見解では、資産運用の規制とはいえ、プルードントパーソンモデルは、運用担当者の任意の判断を重視し、それを信頼するものであるから、これは、RBC比率規制の考え方とペアの関係にあるものだと思う。なお、ピジョンホールモデルでも、規制が厳格な州の現状と比較すれば、寛大なものだとされる。

このように、ドイツやアメリカの例を見てくると、保険会社のソルベンシー問題、大きくは保険規制の問題にとって、ソルベンシー・マージン規制の在り方と、資産運用規制の仕方とは密接な繋がりがあるということができよう¹⁷⁾。

なお、日本に関する詳細な検討は、ここでは、割愛する。資産運用の方法や運用額の制限に関し、銀行局通達において留意事項が詳細に定められている（山下 [1997] 72～75ページ）。しかし、いっぽうで、旧法とは異なり、新法では、資産運用について主務大臣の審査を要しないとされたのであるから、資産運用の機動性は増したのではないかと考えられる。

2. ソルベンシー・マージン基準比率と早期是正措置

日本では、保険会社のソルベンシー・マージンの積立てをリスク評価をベースとしたものとするために、保険会社の通常の予測を超えるリスクの合計額については、その各種リスクに関して複雑な体系をもつリスク係数を乗じて得られるそれぞれのリスク相当額を基礎として一定の算式により計算した額（第II章第2節）とし、かつ一定の計算手続きを経ることによって得ることができる比率のなかの特定のものを——複数の可能性があるが——ソルベンシー・マージン基準とし、そうして、これを、規制当局による保険規制の指標（のひとつ）とするソルベンシー・マージン比率規制が導入された。

ソルベンシー・マージン比率を得るための一定の計算手続きとは、何か。これは、次のものである。「保険会社の〔通常の予測を超える〕リスクの合計額」を分母にとり、そして、そのバッファーであり、保険事故発生の場合の保険給付等に充当し得る「ソルベンシー・マージン総額」ないし「ソルベンシー・マージン」（第III章第2節）を分子として、計算するものである（図表3参照）。

こうして得られた数値が、「ソルベンシー・マージン比率」（事務連絡II. 7.）である。そうして、繰り返すが、比率のなかの特定のものが——複数の可能性があるが——基準とされて、

ソルベンシー・
マージン基

図表3 ソルベンシー・マージン比率

準となるわ
けである。

$$\text{ソルベンシー・マージン比率} = \frac{\text{ソルベンシー・マージン総額}}{\text{保険会社のリスクの合計額}} \times 100 (\%)$$

この基準を
ふまえた、

ないしふまえることとなるであろうソルベンシー・マージン比率を、「ソルベンシー・マージン基準比率」という（蔵銀525号別紙様式（作成要領）8.）。

この計算手続きから明らかのように、ソルベンシー・マージン比率は、ある保険会社の「ソルベンシー・マージン総額」ないし「ソルベンシー・マージン」が、「保険会社の〔通常の予測を超える〕リスクの合計額」に対して、どの位の割合かを示すものである。つまり、ソルベンシー・マージン比率は、ある「保険会社の〔通常の予測を超える〕リスクの合計額」に対する、その会社のソルベンシー・マージンを示す指標である。

保険会社は、「ソルベンシー・マージン総額」ないし「ソルベンシー・マージン」、および「〔保険会社の通常の予測を超える〕リスクの合計額」を記載した書面を正本一部、副本一部作成し、事業年度終了後四カ月以内に、大蔵大臣に提出しなければならない（規則88条、同163条、同190条3項。蔵銀500号別紙様式3、事務連絡Ⅲ.）。

改めて指摘するまでもなく、ソルベンシー・マージン比率が高いほど、保険会社のソルベンシー・マージンに余裕があることになる。とはいえ、当該比率が高いことが、直ちに経営健全性の高さに繋がるものでは必ずしもないであろう。経営健全性は、ソルベンシー・マージン比率をその指標のひとつとするが、当該保険会社の流動性を含めての財務状況、経営者の資質、および商品政策や事業計画等の経営戦略などとのコンテキストにおいて判断されなければならない問題である¹⁰⁾。しかし逆に、ソルベンシー・マージン比率が低ければ低いほど、経営は健全でない、悪化しているということはできる。そこで、規制当局は、経常的に支払余力を含めて支払能力の監視をしていて（solvency monitoring）、ソルベンシー・マージンの比率が基準比率を下回ったときには、早期に改善措置を命じるのである（prompt corrective action: 早期是正措置）。

新法では、大蔵大臣は、改善計画の提出を求め、また当該改善計画の変更を命ずることができる（130条1項・2項、202条1項・2項、228条1項・2項）。法律の規定に違反して、保険会社の取締役等が改善計画の提出をしなかったとき、または改善計画の変更の命令に違反したときは、100万円以下の過料に処せられる（333条1項35号）。

また、ソルベンシー・マージン基準比率は、保険会社による子会社や海外現地法人の設立、新規事業の展開などを、規制当局が認めるか否かの判断に際しても使用されることになるとみられている。

3. NAICの早期是正措置

日本のこのたびの保険監督制度の抜本的改革に多大の影響を及ぼしたアメリカの制度を概観してみよう。アメリカの保険監督制度は、連邦と州の二重構造であるが、基本的には、各州の保険監督庁が、各州の保険法に基づき多くの保険者を規制している。NAICは、これまでに各州が保険関係法規を制定するための雛型となる幾つかのモデル法を策定してきた。モデル法は、各州の保険法にハーモナイゼーションをもたらし、また実質的な統一を促進してきたとみられる。

そのようなモデル法のひとつとして、NAICは、1992年12月の冬季大会で、生命・健康保険会社(Life and/or health insurer; Model Act §1 F.)用のRBCモデル法を採択していたが、93年12月には、それを基礎としつつ、損害保険会社(Property and casualty insurer; §1 G.)を含めて、すべての保険会社を対象とする包括的なモデル法である「保険会社に対するリスクベース自己資本(RBC)モデル法」(RISK-BASED CAPITAL (RBC) FOR INSURERS MODEL ACT)を採択した。次に、同モデル法を——筆者はかつて素描を試みたことがあるが、ここでは——やや詳しく検討してみよう¹⁹⁾。なお、条文自体は、1996年4月現在のものを入手することができたので、それに基づくこととする。

まず、保険会社は、毎年3月1日以前に、直前の歴年度末のRBCレベルの情報を含む「RBC報告書」を作成し、保険監督官に提出するものとされている(§1 L., 2A.)。RBCレベルには、次の4つのものがある(§1 J.)。(1)会社行動レベルRBC——管理認定レベルRBCの2.0倍、(2)行動規制レベルRBC——同じく、その1.5倍、(3)管理認定レベルRBC、そして、(4)管理強制レベルRBC——管理認定レベルRBCの0.7倍である。ここに、「管理認定レベルRBC」とは、RBCの算式に基づき、RBC指示書に従って決定される数字をいう(§1 J. (3))が、たとえばワークシート(NAIC PROPERTY/CASUALTY RBC WORKSHEET 1992, SUMMARY)では、「管理認定レベルRBC = 共分散修正後RBC合計額×0.4」とされていた。しかし、その後、1997年度提出分からは——当初は、1996年までにであったが(S&P [1994] 31ページ)——、生命・健康保険会社と同様に、0.5に引き上げられたとのことである。

これらのRBCレベルに対応して、それぞれの早期是正措置がとられる。なお、トレンド・テストと呼ばれるものがある。

(1) 会社行動レベルの場合(Company Action Level Event)

- ・これは、仮に、「管理認定レベルRBC」を1.0としたときに、1.5以上で2.0未満のものである(§3 A. (1)(a))。
- ・このとき、保険会社は、「RBC計画」と呼ばれる包括的財務改善計画(comprehensive financial plan)を提出しなければならない(§1 K., 3 B.)。

(2) 行動規制レベルの場合(Regulatory Action Level Event)

- これは、同じく、1.0以上で1.5未満のものである（§4 A. (1)）。
- このとき、保険監督官は、保険会社に対して、「RBC計画」——監督官がこれを拒絶し、保険会社が改定した場合には、その改定後のRBC計画——を提出させ、この検討・分析の結果に基づいて、必要と認める是正行動を明記した「是正命令」を発する（§ 1 B., K., 4 B.）。

(3) 管理認定レベルの場合(Authorized Control Level Event)

- これは、同じく、0.7以上で1.0未満のものである（§5 A. (1)）。
- このとき、保険監督官は、①保険会社に対して、行動規制レベルの場合と同様の行動をとるか、または、②必要と判断して、その保険会社を、保険会社の更生、精算に関する法律に基づき自己の管理下に置くために必要な行動をとり、同法に規定されている権利、権限、および義務を持つこととするか、いずれかの措置を講ずる（§5 B.）。

(4) 管理強制レベルの場合(Mandatory Control Level Event)

- これは、同じく、0.7未満のものである（§6 A. (1)）。
- このとき、保険監督官は、その保険会社を、保険会社の更生、精算に関する法律に基づき自己の管理下に置くために必要な行動をとらなければならない。また、同法に規定されている権利、権限、および義務を有するものとされる（§6 B.）。

(5) ネガティブ・トレンドの場合

- これは、生命・健康保険会社にのみ関するものだが、同じく、2.0以上で2.5未満のものである（§3 A. (1)(b)）。
- このとき、「トレンド・テスト計算」に基づき、ある生命・健康保険会社が一定の期間にわたりネガティブな傾向にあるとすると、当該保険会社は、上記の(1)と同様の行動をとらなければならない（§ 1 H., 3 A. (1)(b)）。

「是正命令」等の通知をうけた場合、保険会社には、保険監督庁による、記録に残る形だが、機密扱いで意見聴取を求める権利があるものとされ、また保険監督官のいずれの決定や行動に対しても異議申立てをすることができるとされている（§7）。

NAICの早期是正措置のあり方は、日本の早期是正措置の今後のいっそうの具体化にあたり、大きな影響を与えるものと思われる。なお、トレンド・テストは、生命・健康保険会社にのみ適用され、損害保険会社には非適用である。その理由は、生命・健康保険の「保険リスク」が——既に、第二章第2節冒頭で指摘したように——安定かつ長期的であることから、その事業経営の長期性に対し配慮が必要であり、また、特定の傾向が連続的に現れるからである。これに対し、損害保険のそれは、短期かつ偶然性が強いことから、傾向もあまり連続的ではないと考えられるからだという（鈴木 [1994] 153～154 ページ）。

V. ソルベンシー・マージン比率（基準比率）の開示問題

——むすびに代えて

(1) ソルベンシー・マージン基準比率の一般的開示

日本の現行ソルベンシー・マージン基準ないしソルベンシー・マージン比率規制には問題があるのではないか。(a)各保険会社の個別的なソルベンシー・マージン基準比率は開示されるべきではないか。(b)行政において、その前段階として幾つかの事柄が、明らかにされるべきではないか、と筆者は別稿で指摘した。しかし、こと改めていうまでもなく、それらは慎重な考察を要する、とくに(a)は、重い問題である。まず、(b)について検討してみよう。

保険会社のソルベンシー・マージン比率の算出の方法については、そのプロセスも含め、これまでに論じてきたように、法律、規則、告示、銀行局通達、ないし事務連絡において複雑ではあるが、われわれは理解することができる。しかしながら、ソルベンシー・マージン比率が、保険規制のための基準であり指標（のひとつ）であるとされたときの、主として使われ方に関する部分が、不透明ないし不明確である。例を挙げると、先ず、①日本において、大蔵大臣が「適切な改善措置を講じなければ経営の健全性を損ない保険契約者等の保護に欠けることとなるおそれがあると認めるとき」（130条1項など）のその基準は何か。いいかえれば、ソルベンシー・マージン基準比率は（複数ありえようが）具体的にいかなる数値か。次に、②「経営の健全性を確保するための改善計画の提出を求めることができる」ところのソルベンシー・マージン基準比率の数値は——①と関係するが——具体的に何か。これと係り、「措置を講ずべき事項」とは具体的に何か、また提出を求める改善計画の項目は何か（同条同項）。次いで、③「変更を命ずることができる」ところの「当該改善計画」の項目は何か（同条2項）。さらに、④NAICのモデル法では、4つ、ないし5つの措置があったのだが、日本の早期是正措置は、条文で定める改善計画の提出、その変更命令というふたつだけなのか。それとも、他に行政指導等によるものも有りなのか、などである（拙稿 [1996] 621ページ、同 [1997] 65ページ）。

また、各保険会社の個別的なソルベンシー・マージン比率（基準比率）は——数値の一人歩きにともなう混乱を避けること、またソルベンシー・マージンの多くの計算項目が支店形式の外国保険会社に不利に働く構成となっていることなどが理由とされるが——当面、非公開とされた（株式会社ワールド・ヒューマン・リソース保険研究チーム編著 [1996] 6ページ、211ページ参照）。

これらのことは、ソルベンシー・マージン基準比率の使われ方に関する部分については、規制当局が裁量的判断部分として握っていることを意味するものではないだろうか。だが、これは、行政は「公正」であるだけでなく、「透明性（行政上の意思決定について、その内容及び過程が国民にとって明らかであることをいう。）」を伴うものでなければならぬとの、日本の行政スタイルの新しいあるべき姿にもとるものではないだろうかと思われてならない（1993

(平成5)年11月制定、翌年10月施行の行政手続法1条1項参照²⁰⁾。

さて、筆者の主張のなかで、さしあたり少なくとも(b)については、これまでの議論に基づき、識者の理解を得られるのではないかと思うものである。もっとも、(b)は、やがて(a)に途を拓くのではないかと懸念があろう。しかし、(b)については、おおむねN A I Cのモデル法にその例があるのであり、また、行政手続きの透明性を伴う公正の確保という法の目的は、先の懸念を超えて、遵守されるべきものであろう。問題は、(a)である。

(2) ソルベンシー・マージン比率(基準比率)の個別的開示

——B I S 自己資本比率規制との関連において

保険市場は、今後いっそう競争市場になるといわれている(筆者は、顧客利益確保のための必要最小限の保険規制とは何かについて、別稿で検討したことがある²¹⁾)。保険会社の経営破綻もやがて現実のものとなるであろう。そうだとすると、競争市場において——規制システム整備の一環としてだが——、顧客の自己責任を問う前提として、保険会社の経営等に関する情報はその多くを、そのひとつとして個別的なソルベンシー・マージン比率(基準比率)を開示し、顧客の選択の質を深め、かつその幅を広げるべきではないかと、まず、考えられる。また、保険会社が情報開示を行う場合には、その範囲において(恐らく程度も関係してしようが)、保険会社側の責任は限定されることになるとの指摘がある(城戸善和『第18回 日本リスクマネジメント学会全国大会〔プログラム、報告要旨〕』、1996年9月、19ページ)。

しかし、いっぽうには、保険会社の個別的なソルベンシー・マージン基準比率は、問題がある保険会社の経営状況を早期に把握し是正するための行政監督上の一指標であって、その数値のみをもって保険会社の経営健全性を判断するものではなく、またそれが可能となるものでもないとの意見があり、日本の実態をふまえた実質的考察という観点からは、この意見は重い。意見は、続けて「保険会社の経営状況の判断にあたっては、ソルベンシー・マージン基準のほか、当該保険会社の財産の状況や検査の結果等を総合的に勘案して判断してゆくもの」であると指摘している(保険研究会編 [1996 a] 140ページ。また、同 [1996 b] 206ページ、江頭 [1997] 149、186ページ。なお、石田 [1996] 146ページ)。本稿の問題に即して要約すれば——実態云々の議論はともかくとして——、①ソルベンシー・マージン基準比率は、当該保険会社の過少自己資本状態を早期に発見し、是正措置を講ずるためのものであって、保険会社間の相対的な優劣を決定する手段ではない、②その経営健全性の判断には、ソルベンシー・マージン基準比率の他にプラス・アルファが必要であるということであろう。また、行政監督のしかも新規の手法を、消費者情報提供の手段として安易に転用することは如何なものか、との疑問も強いであろう。

考察の手掛りを得るために、ここで、(a)当該銀行(証券会社でもそうなのだが)の数値が有価証券報告書で開示されているB I S 自己資本比率規制²²⁾と、(b)ソルベンシー・マージン基準

比率規制との対比を試みてみよう。両者には、第I章第2款で論じたように類似した側面がある。しかし、8パーセントという下限を示し、信用リスクと、97年末からはマーケットリスクもリスク対象とするが、そのリスク係数の体系は比較的シンプルである(a)には、金融機関の健全性確保だけでなく、それが海外拠点を有する銀行に適用されるものであることから一定程度明らかなように、国際的な金融機関の競争条件の平等化（イコール・フットイング）というふたつの目標があるといわれる（翁 [1996] 135ページ）²⁰。これに対し、保険会社を取り巻くあらゆるリスクを対象とし、相当に複雑なリスク係数の体系をもつ(b)は、保険会社が「経営の健全性を損ない保険契約者等の保護に欠けることとな〔ってはならない〕」（130条1項など）ための国内措置であると基本的にはみることができよう。

しかしながら、(b)に関しても、既に第IV章第2節末尾で指摘したように、保険会社による海外現地法人の設立などを認めるかどうかを規制当局が判断する際にそれが使用されることになると思われるので、(a)と(b)には、内容的に共通する点もある。しかし、両者の内容的な違いには——ソルベンシー・マージン基準比率の今後の使われ方にもよるが——、当面は、大きなものがあるように思われる。B I S自己資本比率規制に関する議論を、ただちにソルベンシー・マージン比率規制に転用することには、慎重であるべきであろう。

だが、いっぽうでこれは、強調されるべきことだが、市場において、顧客が、自己にとっての最適商品・最適会社を選択するときには、または選択しなければならないときには、市場における「それぞれの保険会社の経営健全性に係る情報」が必要不可欠である。直截な言い方をすると、そのようなとき、保険会社の将来の保険金支払能力（claims-paying ability. なお、これは、直接にはS & Pの用語である。図表4参照）こそが重要な情報である（拙稿 [1996] 633 ページ）。この点、ソルベンシー・マージン基準比率の情報が——ミス・リードしがちな側面もあるが——、すぐ後で改めて論じるように、有用な情報のひとつであることは、確かなことである。（なお、日本経済新聞1996年（平成8年）12月31日付朝刊によれば、大蔵省は97年度中に「ソルベンシー・マージン」の開示を保険会社に促す考えであるという。）

(3) 保険金支払能力将来変動の予測としての格付符号（情報）

だが、保険会社の個別的なソルベンシー・マージン比率（基準比率）の開示だけで問題が十分に解決するわけのものではないことも事実である。ソルベンシー・マージン比率は——本来、先に指摘したように、それが早期是正措置であって、優劣決定手段ではないことと共に——、既に別稿で指摘したことだが、基本的には、過去の事実関係の表示であるに過ぎないからである。それは、静止画像だとの見方もあるであろう。比喩で画像と記したが、それは実は、数値で表される情報である。仮に、ソルベンシー・マージン比率（基準比率）が開示されても、これらの数値は当該保険会社にとって、どの程度の健全性を示すものなのかを、一般の保険契約者が判断することは必ずしも容易ではない。

図表4 アメリカ主要格付機関による情報提供の概況(91年12月現在)

格付機関名等		開始年	付与会社数	依頼の有無	格付料	公表拒否権	格付アナリスト等の数	保険会社の量的分析 *1	保険会社の質的分析 *1	格付範囲(符号の種類)
A.M. ベスト	FSR *2	1906	生保 811 損保 1,513	有	\$ 500	有	100+	有	有	A ⁺⁺ …F
	FPI *3		生保 291 損保 597							1~9
S & P	CPA *2	1983	生保 20 損外 406 社保 80	有	\$ 15,000 ~ \$ 32,000	有	25	有	有	AAA ⁺ …D
	QSR *4	1991	生保 746 損保 1,229	無	無	無	5	有	無	BBB _q …B _q
ムーディーズ *2		1986	生保 80 損外 180 社保 20	(有部、無)	\$ 25,000	無	9	有	有	Aaa…C
ダフ&フェルプス *2		1986	生保 91 損保 7 ポンド 6	(有部、無)	\$ 17,000	有	7	有	有	AAA …CCC
ワイズ *5		1989	生保 1,738	無	無	無	7	有	無	A ⁺ …F

(出典) Klein [1992] Appendix Aを基に作成。

- * 1 拙稿 [1995] 45ページ参照。
- * 2 いわゆる保険金支払能力の格付け (FSR : Financial Strength Ratings; CPA : Claims Paying Ability)。
- * 3 FSRを幾分簡略化したもの (FPI : Financial Performance Index)。
- * 4 パブリックな過去のデータのみに基づく簡易な格付け (QSR : Qualified Solvency Ratings)。
- * 5 パブリックなデータのみに基づく格付け。

(比較的大規模な) 企業以外の——あるいはかれらも——顧客が求めている情報は、シンプルでかつ当該保険会社の保険金支払能力の将来変動を予測するものであろう。ここにおいて、格付機関 (Rating Agency) による格付符号 (情報) が求められる。すなわち、後で取り上げる『年次報告書』等パブリックな過去のデータによる分析だけでなく (この分析だけのものもあるが)、各社独自の内部モデルであるリスク・ベースト・キャピタル・ガイドラインに基づく、ヒアリング等により把握した情報の分析もふまえて提供される格付符号 (情報) が求められる。それは何故かといえば、保険会社の経営健全性は、ソルベンシー・マージン比率だけでなく、流動性を含めての財務状況、経営者の資質、経営戦略などとのコンテキストにおいて判断されるべきものであるところ、格付け (Rating) は、その文脈で、おおむねなされるものだからである (田崎 [1992] 65~66ページ、拙稿 [1995] 44~45ページ。なお、たとえば、S & P [1994] 30~31ページ参照)。アメリカにおける概況について、図表4をみられたい²⁰⁾。ただし、格付けは、公的規制ではない。いわんや、保険商品の「品質保証ではない (not a

warranty)」（BEST [1993 EDITION] p. viii）。格付けは、ソルベンシー・マージン比率規制に代替するものではなく、それらと補完の関係にある。すなわち、公的規制としての「それぞれの保険会社の経営健全性に係る情報」であるソルベンシー・マージン基準比率と、市場の評価としての格付符号（情報）とがともに必要であると思われる。ソルベンシー・マージン基準比率の開示とともに、格付けの、日本への本格的な導入が試みられるべきである²⁶⁾。

とはいえ、なお問題が残らないではない。保険会社の格付符号（情報）は、当該会社の将来の保険金支払能力の変動を予測するものであるが、しかし、この点、ソルベンシー・マージン基準比率も——先に、「基本的には」と断っておいたのだが——、短期間であれば、当該会社の将来の保険金支払能力の有無を予測することが一定程度また事実上できるのではないかと考えられるからである。たとえば、次の事実は、ソルベンシー・マージン基準比率（RBC比率）が、保険会社の——短期間ではあれ——将来の保険金支払能力を現す可能性が一定程度あることを仄示するものであろう（田崎 [1992] 63～65ページもみられたい）。(1)アメリカでは、保険会社が州保険監督庁に毎年提出し第三者が入手可能な『年次報告書』のなかで、RBC比率の計算要素である分母と分子を記載することが義務づけられている（NAIC [1994] p. 3；cf. also RISK-BASED CAPITAL (RBC) FOR INSURERS MODEL ACT, Sec. 8. A.）。そこで、第三者の手により全保険会社または主要保険会社のRBC比率ランキングが明らかになるとみられていたが、たとえば、“Wall Street Journal”、1994年3月10日号は、生命保険会社大手20社のRBC比率を公表した²⁶⁾。これにより、RBC比率が事実上、保険会社間の優劣を示すものとして受けとられ、そのように機能した可能性がある。また、これは固有名詞を伴うものではないが、1991年末から95年末までの保険会社のRBC比率レベル分布状況が明らかにされている²⁷⁾。(2)NAICのモデル法8条B項において、RBCレベルを使用して保険会社を一般的にランク付けする意図はない、これが立法府の判断だと、定められている。しかしこれは、むしろ逆に、RBCレベルの使用による保険会社の格付けが、一定程度可能であることを意味しよう。

いっぽう、アメリカでは、格付機関に対して——後で取り上げる「格付戦争」がもたらしたネガティブな側面なのだが——訴訟が提起されている。倒産した保険会社がやがて行き詰まるものであったであろうことは、資産や負債の構成からして、予想できたところ、格付機関は、それを看過し迅速、正確な情報提供の義務を怠ったというのである。格付符号（情報）も、当然のことだが、顧客をミス・リードしがちな側面があり、また、保険会社の保険金支払能力の将来予測として、万能のものではない²⁸⁾。

(4) ソルベンシー・マージン基準比率と格付符号（情報）

しかし、既存のツールとして考えられるものは、さしあたり、ふたつしかない。そこで、両者を比較してみよう。繰り返すが、ヒアリング等により把握した流動性を含めての財務状況、

経営者の資質、経営戦略などの分析もふまえて提供する格付符号（情報）と、基本的には過去の事実関係の表示であり、静止画像であるに過ぎないソルベンシー・マージン基準比率とを比較するならば、格付符号（情報）の方が、よりいっそう将来の保険金支払能力の変動を予測することができる、システムの上では、言うことができるであろう。

とはいえ、これまでの、とくに本章第3款後段の議論からすると、(a)ソルベンシー・マージン基準比率は、短期間の保険契約であれば、これに関する保険会社の将来の保険金支払能力を一定程度また事実上、予測することができると思われる。また、(b)格付符号（情報）は——短期間の保険契約とともに——、短期間ではないが相当な長期間でもない保険契約に関して、当該会社の将来の保険金支払能力の変動を予測するものだと言うことができるであろう。このような観点からは、(a)は、短期間の保険契約に関する情報提供においては、相当に有用であると考えられる。また、(b)は——短期間の保険契約とともに——、短期間ではないが相当な長期間でもない保険契約において、有用なものではないかと思われる。

しかしながら、たとえば、20年後や30年後という、長期間の保険契約に関わるような遠い将来のことについては、如何であろうか。果たして、格付符号（情報）は信頼に足るのであるか。これに対しては、実証的に十分な解答はいまだ不可能である。アメリカで、「格付戦争」といわれるほど、保険会社に関する格付符号（情報）が、市場にあふれ市場において一般的になったのは、1980年代半ば以降であって、われわれは、まだその解答を手にしていないからである。

(5) 内部モデルの開示と市場規律

長期間の保険契約を提供する保険会社の将来の保険金支払能力の問題とかかわり^{29),30)}、最後に論じておきたいことがある。保険規制の抜本改革がいっそう進展し、また日本版ビッグバンに即しての制度改革が一定程度なされた時点を想定したときの問題である。当該保険会社の長期間にわたる保険金支払能力の将来変動を予測することが事実上むずかしいとすれば、「それぞれの保険会社の経営健全性に係る情報」の問題を、われわれは発想を変えて議論しなければならない。

問題の要点は、何が市場から信頼を得るのかということである。顧客は、当該の保険を提供する保険会社の何を信頼して、その会社と契約を締結しようとするのであろうか。むろん、その会社の経営健全性であり、長期にわたる将来の保険金支払能力であろう。しかし、それをダイレクトに得ることはむずかしいだけでなく、長期の将来の予測は事実上不可能だとすると、顧客が判断の拠り所にするものは、結局のところ、保険会社の——当該の論点に係る——ビヘイヴィアではないだろうか。

端的に言えば、それは、保険会社が——当該の論点に係る——内部モデルを使用し開示すること、ないしそうしていることだと思われる。ところで、アメリカにおいては従来、生命保険

会社で、「内部管理会計として固有のRBC比率計算式を採用」していたという（中村〔1994b〕162ページ）。保険会社に対するリスクベース自己資本（RBC）モデル法が、1993年度決算から適用されることとなったその後の、それぞれの生命保険会社における内部モデル使用の経緯については詳らかにしないが、それは、興味深い事柄である。

個別保険会社の内部モデルの使用とその開示をもって、長期保険を提供する保険会社の経営健全性をシンボライズするものだとの見解に対しては、むしろ、批判はあろう。それはあまりにも大きく漠然としたものではないか、と。また、むしろそれよりは、いまアメリカで議論されている、マーケットコンダクトに係わるイラストレーション（設計書）の規制（「イラストレーションモデル規則」）やモデル投資法（「保険会社の投資に関するモデル法」）の問題が、先決であり、かつ重要なことではないか、と。

筆者は、批判には、理解できる点があると思うものである。しかし、後者のなかでモデル投資法については、第IV章第1款で論じたので議論を割愛し、ここではイラストレーション規制の問題について検討しておく。それは、あくまでも契約締結時点での（実務用語だが）話法の問題、顧客サイドからは理解と納得の問題、観点を変えていえば、説明義務の問題であって、当該保険会社の経営健全性や将来の保険金支払能力の信頼性の問題にダイレクトに係わることではないと思われる。

また、あまりにも漠然としたものではないかとの批判は、一面ではまさにその通りであろう。しかし、ここで考察しようとしている問題の本質は、何が、市場から信頼を得ることができるのか、したがってまた、（それを当事者に遵守したいと思わせることで）市場規律になるのかということである。そうだとすると、第I章第2款の議論が改めて想起される（また、拙稿〔1996〕624ページ参照）。金融機関が、内部モデルである自己のリスクマネジメントの手法を開示し競い合うことが、市場規律になるとの指摘である。もっとも、BIS自己資本比率規制とソルベンシー・マージン基準比率規制とでは類似の点もあるが（第I章第2款）、異なる点もあった（本章第2款）。これらは、パラレルに考えて、金融機関と保険会社の規制に係わる側面においても、同様のことが言えるのではないかと思われなくてもいい。しかしながら、市場規律に係る本質的な事柄に関しては、グローバルに活躍する生命保険会社や損害保険会社についても、妥当するのではないかと、考えられるのである。

さらに、指摘しておきたいことがある。アメリカにおいて、RBC比率規制を導入するに際して、LOMA（Life Office Management Association, Inc.: 生命保険内務経営協会）のなかには、同規制は、保険会社をして、資産運用の対象をたとえばローリスクの高格付債券等へシフトさせるなどして、保守的な経営を強いることとなり、革新的な経営戦略を阻害するのではないか、保険会社間の自由競争に悪影響をもたらすとの批判があったという（小松原／鈴木〔1994〕52ページ参照）。しかし、この点、保険会社をして任意の判断に基づき、リスクマネジメントの手法に関する内部モデルを開示させ競争させるということは、各社における革新

的経営戦略の展開をいっそう促すものとなるであろう。

(注)

1) 経済環境と技術基盤が激変するこんにち、改めていま、フリー、フェア、グローバルを目標とする日本版ビッグバンが検討されている。保険の分野では、本文記述のように、このたび抜本的な制度改革がなされたばかりだが、改めて大きな変革が起ころうとしている。1996(平成8)年12月15日に、日米保険協議が最終合意となり、損害保険の分野で、いわゆる料率団体による収集統計データの使用は許容、しかし、料率団体が算出した料率の使用義務は98(平成10)年7月1日までに廃止(elimination)とされたからである(SUPPLEMENTARY MEASURES [1996] p. 3)。これらは、いかなる事態か。

武田[1996]は、その保険史研究をふまえた視座から、おおむね次のように論じ、現在は、歴史上の大転換期にあり、近時の規制緩和は、規制撤廃ないし排除だといわれる。近代の工業化と産業革命に匹敵するものが、現代の情報化と情報革命であり、レッセ・フェールに対応するものが規制緩和である。その情報は、デジタルであることが特色であり、すべての情報は、0と1に還元、再生されて、ボーダーレス化が進行する。デジタルを基礎としたコンピュータ社会では、インタラクティブ・アクセスの面で、日常生活がコンピュータとの対話で占められ、人びとは、コンピュータ・ネットワークに絡め取られて、バラバラの存在となる。保険業に即していえば、ボーダーレス現象は、業務の自由化をいっそう進め、やがて業態はなくなる。また、インタラクティブ・アクセスとの関連では、金利の自由化が進み、個別化された保険料率となる、と。

氏の主張に対して、EUを世界史的に近代主権国家のアウフヘーベンとみてきた筆者には、理解できる側面が多い。一抹の疑念はあるが、近時の規制緩和は、歴史的に不可逆なものなのであろうか。

また、岩原[1996]6ページ、なお8~9ページは、近時の一連の金融制度改革の理念は、これからの金融全体の規制の新たな在り方として——従来の、業態別縦割規制ではなく——、業務の機能に対応した横割規制であるべきだといわれる。

- 2) 山下[1997]5ページは、改正の目的は、国際的な規制の動向に配慮し、多面的に規制緩和を図るとともに、規制手段を現代化することであったといわれる。この他の文献については、たとえば、拙稿[1996]638ページの注2をみられたい。
- 3) 平成4年保険審議会答申第2章3.(4)ホ.、また岩原[1992]134ページ、同[1996]13~14ページなど。
- 4) 以下の記述に際しては、神崎[1994]717ページ以下、翁[1996]135ページ以下、また、池尾[1991]195ページ、同[1995]161ページ以下、172ページ以下を参照した。なお、「金融機関」について、事務連絡IV.2.(2)⑨に定めがある。
- 5) 1994(平成5)年4月に施行された「金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律」に基づき、銀行法14条の2、証券取引法54条2項1号など新たに自己資本比率規制等の根拠規定が設けられた。
- 6) 以下の記述に際しては、生命保険会社のアクチュアリーの方からご教示を受けるとともに、保険研究会編[1996b]207ページを参照した。
- 7) 事象X、Yについて、X+Yの標準偏差(=D(X+Y))は、

$$D(X+Y) = \sqrt{D(X)^2 + D(Y)^2 + 2rD(X)D(Y)}$$

となる。ここで、rを相関係数と呼ぶ($-1 \leq r \leq 1$)。

r=1(すなわち、XとYが正の相関)のとき、

$$D(X+Y) = \sqrt{D(X)^2 + D(Y)^2 + 2D(X)D(Y)}$$

$$= D(X) + D(Y)$$

r=0(すなわち、XとYが独立)のとき、

$$D(X+Y) = \sqrt{D(X)^2 + D(Y)^2}$$

$r = -1$ (すなわち、 X と Y が負の相関) のとき、

$$D(X+Y) = \sqrt{D(X)^2 + D(Y)^2 - 2D(X)D(Y)}$$

$$= |D(X) - D(Y)|$$

なお、事象 X 、 Y をリスクであると考えた場合、 $D(X)$ 、 $D(Y)$ は、それぞれ事象 X 、 Y のリスク量であると思ふこともできる。

- 8) アメリカの分析として、鈴田 [1994] 146~147ページ、小松原/鈴田 [1994] 46~47ページ、拙稿 [1995] 52~53ページ。また、拙稿 [1997] 60ページ注3で引用する亀井利明教授の指摘をみられたい。
- 9) 以下の記述に際しては、鈴田 [1994] 145 ページ、小松原/鈴田 [1994] 46ページ、なお、インシュアランス編集部 [1997] 27ページを参照した。
- 10) 中村 [1994 a] 127ページ、鈴田 [1994] 144、145ページ、とくに中村 [1994 b]、インシュアランス編集部 [1997] 27ページ参照。なお、NAICでは、保険会社を保険監督官の判断で監督下におく「管理認定レベルの場合」が、早期是正措置のなかで重要な分岐点となるため、これが100パーセントとなるように「分母」の調整が行われたのではないかとの意見がある。鈴田 [1994] 144ページ。本稿第IV章第3節もみられたい。
- 11) なお、アメリカにおいて、基金に類似するサンプラス・ノートについて、精園 [1994] 参照。
- 12) ミニマム・ソルベンシー・マージン規制と早期警戒装置の問題について、欧米の動向を紹介しつつ、本格的に論じた最初期の論考として、古瀬 [1987] がある。
- 13) 池尾 [1994] 97ページ。なお、拙稿 [1995] 52~53ページ参照。NAIC [1994] p. 2. 金融機関に関するモラル・ハザード発生議論は、日本には、第1に規制当局による強い監視、第2に免許業としての高い特権(免許価値)があり、該当しないとの意見があったが、しかし、金融自由化の進展は、第2の価値を低下させ、また90年代前半に生じた数多くの金融不祥事は、第1の根拠を崩壊させたとの指摘がある。池尾 [1996] 222ページ以下。
- 14) 中村 [1994 a] 125ページ、鈴田 [1994] 161ページ、162ページ参照。また、池尾 [1985] 207~210ページ、同 [1990] 129~131ページ、同 [1991] 195ページ、なお、拙稿 [1996] 621ページもみられたい。
- F D I C I A (Federal Deposit Insurance Corporation Improvement Act of 1991: 連邦預金保険公社改革法) による自己資本比率規制には、第1ランクの良好な資本状態 (Well Capitalized) から第5ランクの危機的な資本状態 (Critically-Undercapitalized) まで、5つのランクがあるが、それぞれのランクにおける預金保険料率について、小松原/鈴田 [1994] 38ページの表2参照。なお、自己資本比率が第1ランクである場合には、現行法の枠内でだが、証券業務等への業務多角化が認められている。ところで、アメリカにおいて、生命保険会社の支払保証基金に対する拠出金は、事後的な賦課方式であるため、銀行の場合のような自己資本比率との連動はなされていない。しかし、当時、方式を事前の賦課方式に変更し、RBC比率に応じて差異を設けるといった議論もあったという。小松原/鈴田 [1994] 39、49ページ。
- 15) 以下の記述に際しては、松岡 [1996] 102 ページ以下を参照した。
- 16) 松岡 [1996] 115 ページ以下に、「保険会社投資モデル法：上限設定版」と、96年12月時点の「保険会社投資モデル法：基準設定版」が紹介されている。
- 17) なお、拙稿 [1997] 60ページ注3で引用する亀井利明教授の指摘をみられたい。
- 18) 第V章第2款、第3款、また、第5款の注28)での議論などをみられたい。
- 19) 以下の記述に際しては、RISK-BASED CAPITAL (RBC) FOR INSURERS MODEL ACT を基にして、日本損害保険協会業務開発室よりご教示を受けるとともに、鈴田 [1994] 144ページ、153~155ページ、中村 [1994 a] 127ページ、中村 [1994 b] 160~161ページ、松岡 [1996] 105~106ページ

- ジ、日本経済新聞1996年(平成8年)12月31日付朝刊を参考とした。
- 20) 翁 [1996] 138ページは、直接には銀行についてだが、改善計画の提出を求める等の早期是正措置の基本的な考え方は、不完全な指標でも可能なかぎり客観的な基準によって、規制当局の介入をルール化し、その裁量を排除することだといわれる。また、保険業に関する率直な議論として、川崎 [1997] をみられたい。
- 21) 拙稿 [1996] 637ページ、なお、620ページ参照。また、拙著 [1987] 207~214ページ、拙著 [1992] 13ページ以下、55~56ページもみられたい。
- 22) たとえば、TM銀行の平成8年3月期の有価証券報告書には、「自己資本比率(国際統一基準)」として、第136期、8.83%、第137期、9.20%と数値が記され、「上記は、銀行法第14条の2の規定に基づく大蔵省告示に定められた算式に基づいて算出したものであり、連結ベースの計数となっております。」との注がある。また、D証券の同期のそれには、「自己資本規制比率」として、第58期(平成7年3月31日現在)、370.3%、第59期(平成8年3月31日現在)、365.7%と数値が記され、「上記は、証券取引法第54条第2項第1号の規定に基づき、『証券会社の自己資本規制に関する省令』の定めにより決算数値をもとに算出したものであります。」との注がある。
- 23) なお、FDICIAによる自己資本比率規制に関する前掲注14)もみられたい。
- 24) 図表4の作成にあたっては、田崎 [1992] 56ページ表1も参照した。
- 25) 格付けの第1と第2のふたつの段階における具体的な導入策提言も含め、詳しくは、拙稿 [1995]、とくに58ページ参照。
- 26) 佐藤 [1994] 89ページ。また、アメリカの生命保険会社各社が、当時、RBC比率を向上させるためにとった、ジャンク・ボンドの削減、モーゲージ・ローンの抑制、不動産の売却、また、証券化の活発化などの分母削減策、いっぽうで、増資策をとるための株式会社化、サープラス・ノートの発行、子会社株式公開による含み益の実現などの分子増強策について、同論文参照。
- 27) 1991年末から93年末までのRBC比率レベル分布状況について、佐藤 [1994] 97ページの表5、また、93年末から95年末までについては、松岡 [1996] 105ページの表2参照。
- 28) 格付機関の規制が議論されるようになってきていることについて、田崎 [1992] 54~55ページ、69~70ページ参照。
- 29) これと関わり、損害保険会社については、ミニマム・ソルベンシー・マージン規制であるが、生命保険会社について、アメリカのRBC規制より先に、各種リスクに対応した資本・サープラスの保有を求めるMCCSR (Minimum Continuing Capital and Surplus Requirement: 最低継続資本・サープラス要件) が施行されたカナダでは、さらに、ダイナミック・ソルベンシー・テストと呼ばれるシステムが導入されている。それは、MCCSRでは、生命保険会社の将来の経営健全性は測定できないとの批判に対応するものであって、保険計理人が複数シナリオに基づく推測を行った報告書を経営者に提出するシステムである。しかし、同テストには、技術的に信頼性が欠如しているとの批判があるいっぽうで、その導入が進めば、ALMでは不十分で、サープラスを加えたALSMが必要になってくるとの指摘があるという。佐藤 [1994] 109、111ページ、平成4年保険審議会答申第2章3.(4)ト、第3章7.(2)。また、佐藤・同論文110ページは続けて、RBC規制では対象とされていない流動性リスクに関して、リスク・ベース流動性(Risk-Based Liquidity) 規制が検討されているが、負債面における流動性の測定が困難なことから、作業は進捗していないことを紹介している。これらの点について、岩原 [1996] 14ページの指摘もみられたい。
- 30) 問題解決の視座において、ひとつには、長期間の保険契約がもつ特異な問題が位置づけられていなければならない。すなわち、当該保険会社の倒産の場合は——銀行と異なり——ペイオフだけでは不十分だという論点である。わけても高齢者や病弱者にとって、新契約を別の会社と締結するか、(仮に、これが可能だとしても、そこで) 従来の契約条件を維持するかは非常に困難であり、契約継続実現性が質的に重要である。このようなかれらにとって、あるいはその集団にとって——事後的な対策ととも

に——事前の「それぞれの保険会社の経営健全性に係る情報」は、極めて重要であろう。周辺の問題も含めて、岩原 [1996] 4、15～17ページ参照。

参 照 文 献

- 池尾和人 (1985) 『日本の金融市場と組織——金融のミクロ経済学』東洋経済新報社、1985年3月。
- (1990) 『銀行リスクと規制の経済学——新しい銀行論の試み』東洋経済新報社、1990年6月。
- (1991) 「B I S 規制の経済分析」『経済研究』第42巻第3号、1991年7月、193～200ページ。
- (1994) 「生保に対する規制・監督——ソルベンシー確保と相互会社」橋木俊詔＝松浦克己編著『郵政研究所研究叢書 日本の金融：市場と組織』、日本評論社、1994年10月、79～105ページ。
- (1995) 『金融産業への警告——金融システム再構築のために』、東洋経済新報社、1995年9月。
- (1996) 『現代の金融入門』、筑摩書房、1996年12月。
- 石田 満 (1996) 『保険業法』、損害保険事業総合研究所、1996年12月。
- 岩崎 稜 (1992) 「共同行為とその取扱い」竹内昭夫編『保険業法の在り方 (下)』、有斐閣、1992年9月、163～210ページ。
- 岩原紳作 (1992) 「計算」竹内昭夫編『保険業法の在り方 (上)』、有斐閣、1992年4月、119～179ページ。
- (1996) 「保険業法改正について」『アクチュアリージャーナル』第28号、1996年8月、1～21ページ。
- インシュアランス編集部 (1997) 「損害保険会社のソルベンシー・マージン制度について」『インシュアランス』損保版 '97新年特集号、24～27ページ。
- 江頭憲治郎／小林 登／山下友信 (1997) 『損害保険実務講座 補巻 保険業法』、有斐閣、1997年3月。
- 大胡 勝 (1995) 「保険制度改革と独占禁止法」『公正取引』第537号、1995年7月、32～37ページ。
- 翁 百合 (1996) 「自己資本比率規制」『ジュリスト』第1095号、1996年8月、135～141ページ。
- 株式会社ワールド・ヒューマン・リソース保険研究チーム編著 (1996) 『すべてがよくわかる新保険業法Q & A』、保険毎日新聞社、1996年4月。
- 川崎和治 (1997) 「手続法からみた新保険業法の運用」『危険と管理』第26号、1997年3月、101～113ページ。
- 神崎 隆 (1994) 「諸比率規制と銀行経営」館 龍一郎編集委員代表『金融辞典』、東洋経済新報社、1995年9月、717～720ページ。
- 公正取引委員会事務局編 (1991) 『独占禁止法適用除外制度の現状と改善の方向』、大蔵省印刷局、1991年9月。
- 小松原章／鈴木雅也 (1994) 「米国保険業界の自己資本比率規制——生保のR B Cを中心に」『ニッセイ基礎研究所 調査月報』1994. 8、34～56ページ。
- 佐藤元彦 (1994) 「アメリカ生命保険会社の自己資本比率改善策——自己資本比率規制導入前夜のアメリカ生命保険業界」『保険学雑誌』第546号、1994年9月、88～112ページ。
- 鈴木雅也 (1994) 「米国生損保のソルベンシー規制」『生命保険経営』第62巻第4号、1994年7月、141～163ページ。
- 精園正彦 (1994) 「生命保険相互会社の資本金の調達について——米国のサープラス・ノートを中心に」『保険学雑誌』第544号、1994年3月、47～73ページ。
- スタンダード&プアーズ (1994) 『クレジット・ウィーク・ジャパン』、1994年9・10月号。
- 武田久義 (1996) 「規制緩和と生命保険事業」『保険学雑誌』第555号、1996年12月、20～35ページ。
- 田崎敬浩 (1992) 「米国における生保の格付けについて」『生命保険経営』第60巻第3号、1992年5月、54～72ページ。

- 中村 伸 (1994 a) 「米国生保に対する自己資本規制導入の影響」『生命保険経営』第62巻第4号、1994年7月、124～140 ページ。
- (1994 b) 「米国における二種類の『RBC比率』」『生命保険経営』第62巻第5号、1994年9月、160～163 ページ。
- 古瀬政敏 (1987) 「生保会社のソルベンシー確保と早期警戒装置——欧米の動向を中心に」『生命保険経営』第55巻第2号、1987年3月、65～86ページ。
- 保険研究会編 (1996 a) 『最新 保険業法の解説』、大成出版社、1996年6月。
- (1996 b) 『コンメンタル保険業法』、財経詳報社、1996年11月。
- 松岡博司 (1996) 「米国生命保険ソルベンシー監督の動向」『保険学雑誌』第555号、1996年12月、102～122ページ。
- 山下友信／江頭憲治郎／小林 登 (1997) 『損害保険実務講座 補巻 保険業法』、有斐閣、1997年3月。
- 吉川吉衛 (1987) 『保険事業と規制緩和』同文館、1987年1月。
- (1992) 『現代の保険事業——企業規制の論理』同文館、1992年7月。
- (1995) 「格付け情報と保険管理型リスクマネジメント」『危険と管理』第23号、1995年3月、41～58ページ。
- (1996) 「保険業法の改正」倉沢康一郎／奥島孝康編『昭和商法学史 岩崎稜先生追悼論文集』、日本評論社、1996年12月、617～645 ページ。
- (1997) 「保険業法の改正とリスクマネジメントのあり方」『危険と管理』第26号、1997年3月、53～69ページ。
- BEST (1993 EDITION) *1993 BEST'S KEY RATING GUIDE - PROPERTY-CASUALTY*.
- Klein, R. B. (1992) *INSURANCE COMPANY RATING AGENCIES: A DESCRIPTION OF THEIR METHODS AND PROCEDURES*, NAIC, January 1992.
- NAIC (1994) *Questions and Answers Risk-Based Capital Requirements: Property/Casualty Insurance Companies*, NAIC NEWS SUPPLEMENT, Vol. XI No.1, January 1994.
- SUPPLEMENTARY MEASURES (1996) *SUPPLEMENTARY MEASURES BY THE GOVERNMENT OF JAPAN AND THE GOVERNMENT OF THE UNITED STATES REGARDING INSURANCE*, December 1996.